

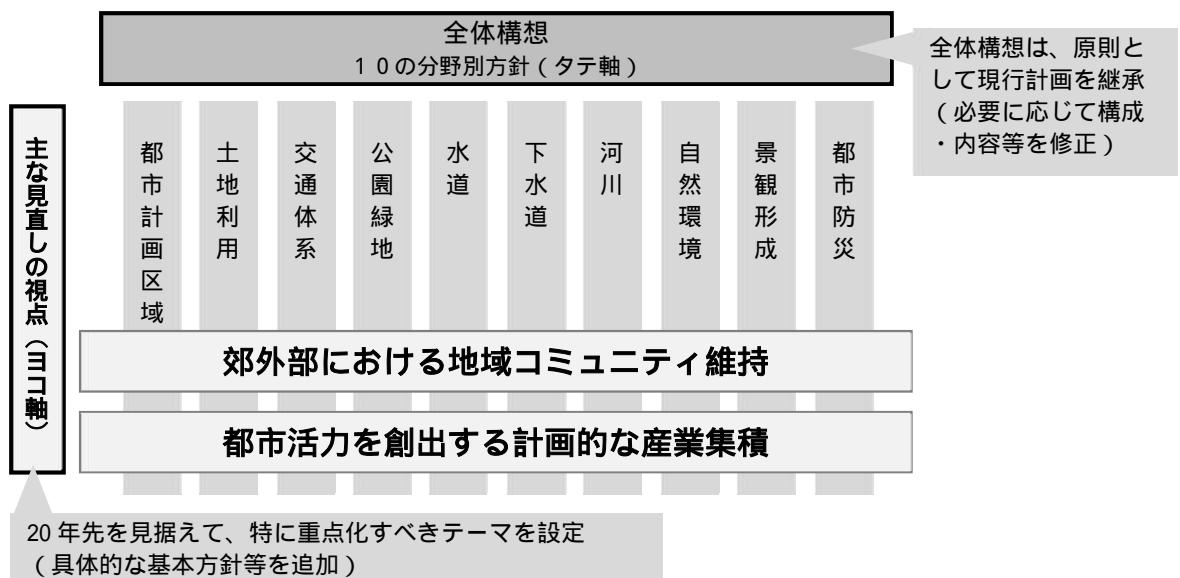
松本市都市計画マスタープラン見直しの基本的考え方

1 趣旨

合併に伴う市域の拡大や社会経済情勢の変化に対応するために策定した松本市都市計画マスタープランについて、上位計画・関連計画との整合を図りつつ、さらに魅力と活力にあふれる都市を構築するため計画を改定するもの。

2 基本的な考え方

内容	基本的な考え方	
対象区域	松本市全域を対象（都市計画区域外を含む行政区域全体）	
計画期間	基準年 2015年（H27 国勢調査） 期 間 2021年度（R3年度）～2040年度（R22年度）	
将来人口 目標	総合計画改定等と整合を図り、取扱いを決定する。 【現行計画 H37 推計 221,000人 + 5,000人（人口定着分を上乗せ）】	
目指すべき 都市構造	集約型都市構造の実現	
計画書の構成	現行計画の構成を継承（今後も必要に応じて、変更・追加を検討）	
	全体構想	10の分野をもとに整備方針を整理 主な見直しの視点（新たなテーマ）を追加し、横断的に検討
	地域別構想	14地域区分で構成 35地区を基本として、14ブロックに区分



現行計画		見直し案	
第1 「都市計画マスタープラン」とは 1 「松本市都市計画マスタープラン」の趣旨と位置づけ P1 2 「松本市都市計画マスタープラン」構成と計画目標 P2		第1 「都市計画マスタープラン」とは 1 計画の趣旨と位置づけ 現行計画を継承しつつ、総合計画と整合を図る P3 2 計画の構成と目標 現行計画を継承しつつ、総合計画と整合を図る	
第2 松本市の現況と都市づくりの課題 1 自然や歴史的資源の保全と活用 p3 2 超少子高齢型人口減少社会に対応したまちづくり P4 3 集約型都市構造への転換 P5 4 安全で利便性の高い交通体系への改善 P6 5 安全で快適な生活環境施設の整備充実 P7		第2 松本市の現況と都市づくりの課題 新たな都市づくりの課題を整理して、反映 P4 1 自然や歴史的資源の保全と活用 2 都市全体と各地域における活力の維持 3 集約型都市構造実現に向けた立地誘導 4 広域及び地域を結ぶ交通ネットワークの充実 5 安全で快適に生活できるまちづくりの推進	
第3 全体構想 1 都市づくりの基本理念と将来都市像 P8 2 都市づくりの目標と基本方針 P9 3 都市づくりの数値目標 P13 4 松本市が目指す都市構造の基本的な考え方 P17 5 将来の都市構造 P21 6 都市整備の方針 P29 都市計画区域のあり方、土地利用の方針、交通体系の整備方針、公園緑地の整備方針、水道の整備方針、下水道の整備方針、河川の整備方針、自然環境の保全・育成の方針、景観形成の方針、都市防災の方針		第3 全体構想 1 都市づくりの基本理念と将来都市像 総合計画改定と整合を図り、見直し P5 2 都市づくりの目標と基本方針 都市整備方針等を踏まえて、再定義 P5 3 都市づくりの数値目標 総合計画等との整合を図り、取扱いを決定 P6 4 松本市が目指す都市構造の基本的な考え方 現行計画を継承（集約型都市構造の実現） P7 5 将来の都市構造 骨格構成方針図と都市構造図を一つの図で明示 P8 6 都市整備の方針（分野別方針） 関連計画・施策等との整合を図り見直し P11 土地利用の方針、交通体系の整備方針、公園緑地の整備方針、上下水道及び河川の整備方針、自然環境の保全・育成の方針、景観形成の方針、都市防災の方針（都市計画区域のあり方） ~ 19	
第4 地域別構想（14地域区分） P51		第4 地域別構想 今後検討（14地域区分を継承予定）	
第5 都市計画マスタープランの実現に向けて P108 1 効果的な施策の実施 2 市民協働によるまちづくりの推進 3 周辺自治体や関係機関との連携 4 制度活用による計画推進		第5 都市計画マスタープランの実現に向けて 今後検討	
		7 都市整備の方針（新たなテーマ） 郊外部における地域コミュニティ維持に向けた方針、計画的な産業集積に向けた方針	P20 21

松本市都市計画マスタープランの見直しポイントについて

第1 「都市計画マスタープラン」とは

1 計画の趣旨と位置づけ

現行計画 (p 1)

都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本方針」として、創意工夫の下に、住民の意見を反映させて、地域社会共有の身近な都市空間を重視したまちづくりのビジョンを具体的かつきめ細かく定めるもの。

策定の趣旨

社会・経済の変化に対応した健全で、魅力ある都市を実現するために策定

位置づけ

松本市総合計画(H23.3)などの上位計画に基づいて定める都市づくりのマスタープラン
個別・具体的な都市計画の決定や皆野氏の際の法的な根拠

見直しのポイント

現行計画を継承しつつ、総合計画改定と整合を図り、見直しを行う。

2 計画の構成と目標

現行計画 (p 2)

構成

全体構想と地域別構想から構成

全体構想は行政区域全体を対象とし、地域別構想は市域を14地域に区分

計画目標年次

基準年 2005年(H17国勢調査)、計画目標年次 2025年(H37年)

見直しの経緯

市域の拡大(梓川・波田の都市計画統合)や社会経済情勢の変化に対応

計画の見直し

社会経済情勢の変化や上位計画の改定などにより不整合が生じた場合は、必要に応じて見直し

見直しのポイント

現行計画を継承しつつ、総合計画改定と整合を図り、見直しを行う。

対象区域 松本市全域を対象(都市計画区域外を含む行政区域全体)

計画期間 基準年 2015年(H27国勢調査)

期間 2021年度(R3年度)~2040年度(R22年度)

第2 松本市の現況と都市づくりの課題

現行計画（H22.3策定、H25.3一部改定）における都市づくりの課題（p3～7）

市域拡大（梓川・波田の都市計画統合）や社会経済情勢の変化と以下の課題への対応

- 1 自然や歴史的資源の保全と活用（田園地帯の都市化や歴史的資源を活かしたまちづくり）
- 2 超少子高齢型人口減少社会に対応したまちづくり（H12人口をピークに減少傾向に転じる）
- 3 集約型都市構造への転換（中心市街地の活力低下や地球環境への負荷低減を図るまちづくり）
- 4 安全で利便性の高い交通体系への改善（道路交通容量不足による交通渋滞や公共交通充実）
- 5 安全で快適な生活環境施設の整備充実（生活圏内の公園整備や河川等の自然共生空間の活用）

見直しのポイント

現行計画で示された「都市づくりの課題」をもとに、松本市の現状や変化、上位関連計画に関する動き、さらに全国的な課題等を踏まえて新たな都市づくりの課題を整理し、計画の見直しへ反映する。

新たな都市づくりの課題

1 自然や歴史的資源の保全と活用

- 継松本市の貴重な自然資源の保全とこれら資源を活かした市の魅力づくり
- 継松本城等の歴史文化資源を核とした中心市街地全体の魅力と回遊性の向上
- 改田園地域の優良農地、自然地の保全と地域の実態に応じたきめ細かい土地利用コントロール

2 都市全体と各地域における活力の維持

- 改生活利便性の高い市街地・集落への緩やかな居住誘導
- 改中心市街地や既存住宅団地におけるリノベーションの推進
- 改生活、産業、観光等多様な分野を通じた市街地と郊外部の連携強化
- 新市内35地区の特性を踏まえたきめ細かいまちづくりの推進
- 新郊外部における地域コミュニティの維持
- 新地域資源（スポーツや温泉、観光など）を活用した健康づくりの推進

3 集約型都市構造実現に向けた立地誘導

- 改都市機能誘導区域における都市機能の立地誘導
- 新郊外部の拠点における身近な生活に必要な都市機能の維持
- 継中心市街地で発生する空き地・空き家を活用した防災性向上に向けた取組の推進
- 継新たな産業立地を誘導する産業団地の確保・整備
- 改都市機能誘導区域・居住誘導区域の指定を踏まえた土地利用配置の見直し

4 広域及び地域を結ぶ交通ネットワークの充実

- 改広域交通ネットワーク整備を踏まえた環状放射道路網の強化
- 継多様な利用者のニーズに対応したきめ細かい公共交通サービスの提供
- 継公共交通ネットワークによる地域間連携の強化
- 継自家用車を利用しなくても安全・快適に暮らし続けられるまちづくり
- 継中心市街地における歩行者・自転車空間の拡大

5 安全で快適に生活できるまちづくりの推進

- 改生活圏に快適性と安全性を生み出す公園の整備
- 改被災後の迅速な復旧・復興を可能にする防災拠点の確保
- 継市民等が主体となった緑化の推進、公園の整備及び維持管理の推進
- 継治水機能と生物多様性に配慮した水辺空間の整備

- 継 継続的な課題
- 改 一部改善する課題
- 新 新たな課題

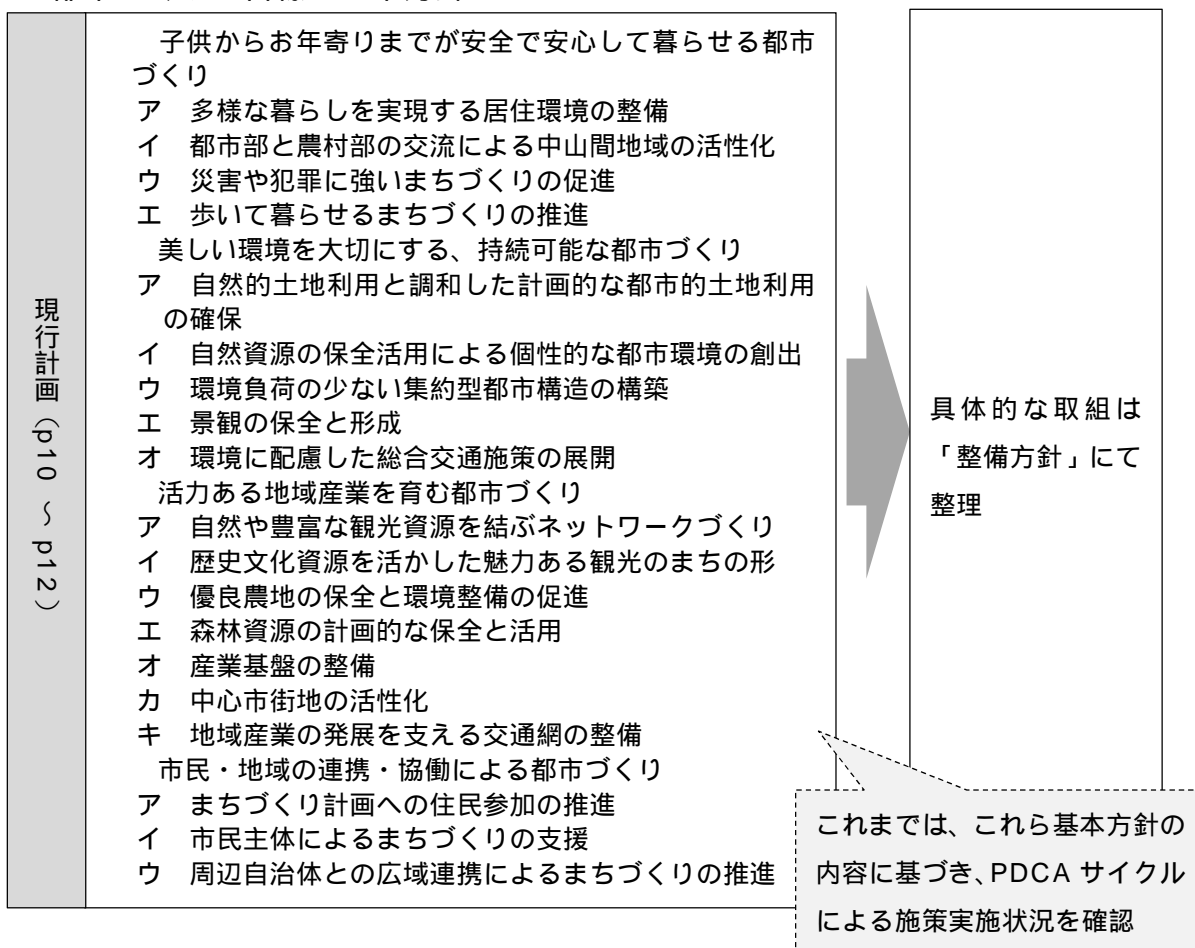
第3 全体構想

1 都市づくりの基本理念と将来都市像

現行計画 (p 8)	
松本市総合計画 (H23.3)	「健康寿命延伸都市・松本」の実現を目指して、都市計画分野の基本理念等を設定
松本市都市計画マスタープラン	
都市づくりの基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で安心してゆとりを持って暮らせる都市づくり ・美しい環境を未来へつなぐ都市づくり ・熱気と活気にあふれ輝く都市づくり
松本市の将来都市像	「ゆとりと活気にあふれる、自然共生都市」

見直しのポイント
総合計画改定と整合を図り、見直しを行う。
現行計画では、総合計画の基本理念を示した上で、都市計画マスタープランとしての基本理念と将来都市像を設定

2 都市づくりの目標と基本方針



見直しのポイント
「基本理念」「目標」「基本方針」の役割を明確にして再定義
○具体的な取組に関する記載は、「整備方針」の項で整理

3 都市づくりの数値目標

現行計画 (p 1 3)

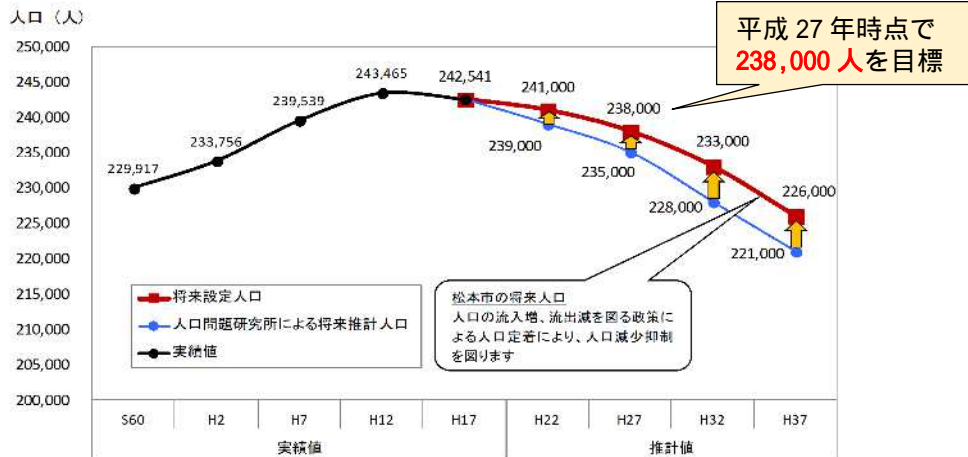
現行計画 将来推計人口 (H20 公表) をもとに新たな人口定着を上乘せし、目標値を設定

目標値 H37 推計人口 221,000 人 + 5,000 人 (人口定着分を上乘せ)

将来人口を基本として、住居系、工業系、商業系の市街地需要算定の考え方を設定

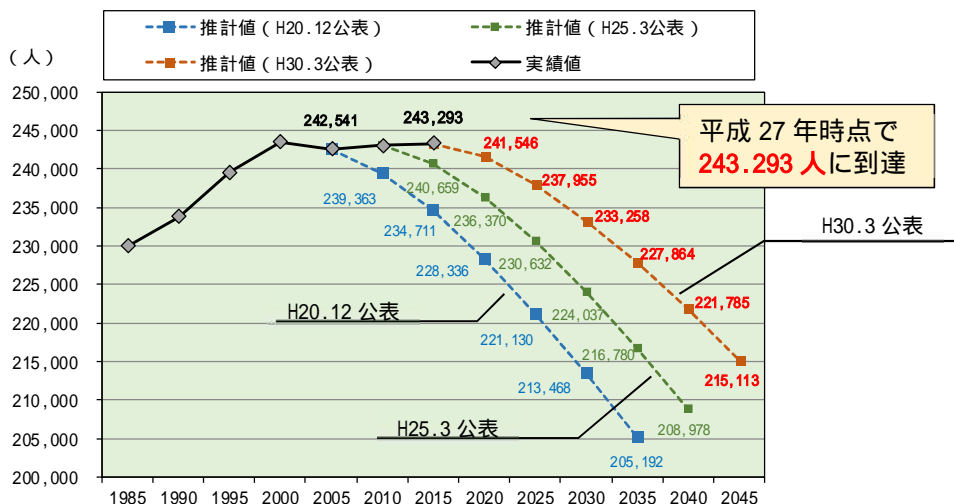
【現行計画の数値目標】

国立社会保障・人口問題研究所 (社人研) の将来推計人口 (H20 公表) をもとに、新たな定着人口を上積みして将来人口を設定



見直しのポイント

平成 27 年の国勢調査人口が現行計画の将来人口目標値を超過し、最新 (H30 年公表) の国立社会保障・人口問題研究所でも、将来推計人口が上方修正されたことも踏まえつつ、総合計画改定等との整合を図り、取扱いを決定する。



○将来市街地算定の考え方は、関連計画と整合を図る

- ・住居系 人口密度について、立地適正化計画との整合を図る (立適 P82)
- ・工業系 工業ビジョンとの整合を図る (松本市の特性や企業立地の動向を踏まえた需要算定)
- ・商業系 都市機能誘導区域への大規模商業施設の誘導・維持、商業ビジョンとの整合

4 松本市が目指す都市構造の基本的な考え方

見直しのポイント

現行計画を引き継ぎ、集約型都市構造の実現を目指す。

- ・中心市街地

松本広域都市圏の中心拠点として様々な機能を集約すること、利便性が高く、文化を楽しめるまちを目指す。

- ・鉄道駅や主要バス停周辺

生活の利便性が高く、中心市街地へアクセスしやすいまちを目指す。

- ・その他の市街化区域内

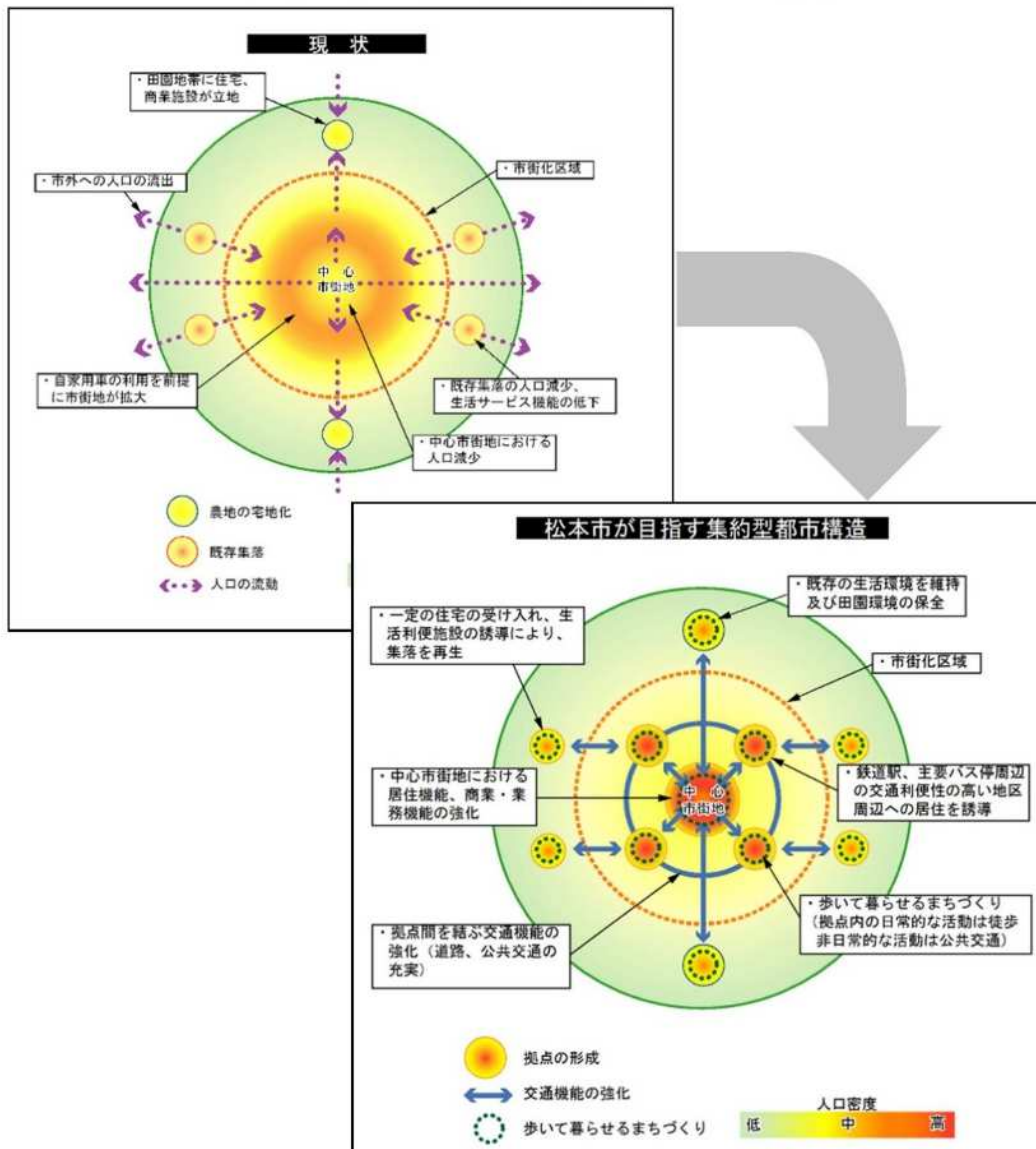
のどかな暮らしを楽しめるような低層の戸建て住宅を主体とした閑静なまちを目指す。

- ・市街化区域外既存集落

豊かな山林、田園、果樹園などの自然景観に囲まれた環境を大切にしたい暮らしができるまちを目指す。

コミュニティの維持・活性化のため、既存の空き家などの活用や、適切な宅地確保を図るとともに、都心部と集落を繋ぐ公共交通の充実により、生活利便性の向上を目指す。

◆ 松本市における集約型都市構造モデル(概念図)



5 将来の都市構造

見直しのポイント	
1	「将来の骨格構成方針図」と「将来の都市構造図」を一つの図にまとめて明示する。
2	都市連携軸 移動を担う道路及び公共交通ネットワークを「軸」として位置付け <ul style="list-style-type: none"> ・「立地適正化計画」「地域公共交通網形成計画」で位置づけられた主要交通軸の反映（現在の地区交流軸との整合） ・松本波田道路の整備を見据えた複合産業軸の見直し（都市連携軸として位置づけ） ・自然・環境軸の役割の再検討（土地利用のゾーンとして整理）
3	都市活動拠点 都市機能の配置や維持及び誘導する「拠点」を設定 <ul style="list-style-type: none"> ・拠点到維持・誘導する都市機能（生活支援機能）交通結節機能の考え方を明確化（立地適正化計画の概念を市域全域に展開） ・立地適正化計画の「地域拠点」「生活拠点」「コミュニティ拠点」を踏まえた再整理 ・産業・研究拠点到新たな産業集積エリア（IC周辺等）を追加（要検討）

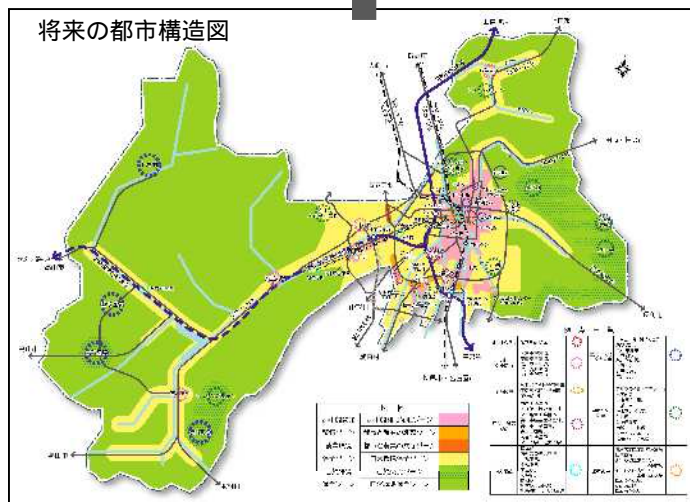
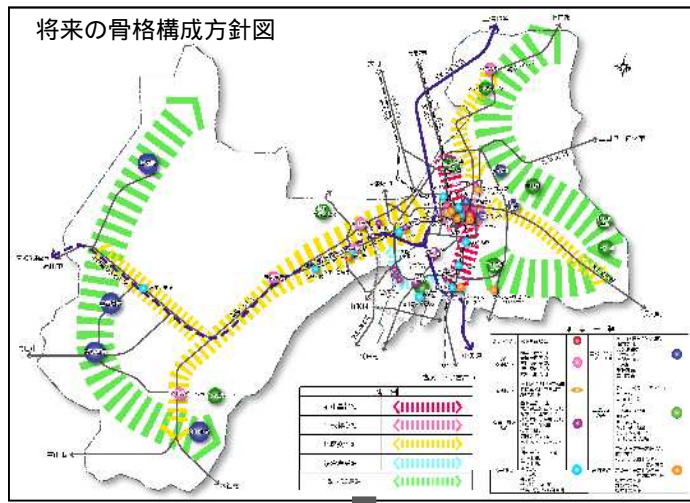
都市連携軸（都市・環境軸）の見直し案

現行計画	見直し案	
現在の名称	新たな名称	位置づけ（役割）
都市基幹軸	-（廃止）	（都市機能誘導区域が役割を担うため）
中核都心軸	-（廃止）	（都市機能誘導区域が役割を担うため）
地区交流軸	都市間連携軸	松本都市圏として周辺都市間を連絡する鉄道・バス及び幹線道路
	地域間連携軸	都市基幹軸と都市間連携軸を補完し、都市中心拠点と14地域を連絡する軸（バス）
複合産業軸	-（廃止）	（面的な土地利用のゾーンとして設定）
自然・環境軸	-（廃止）	（面的な土地利用のゾーンとして設定）

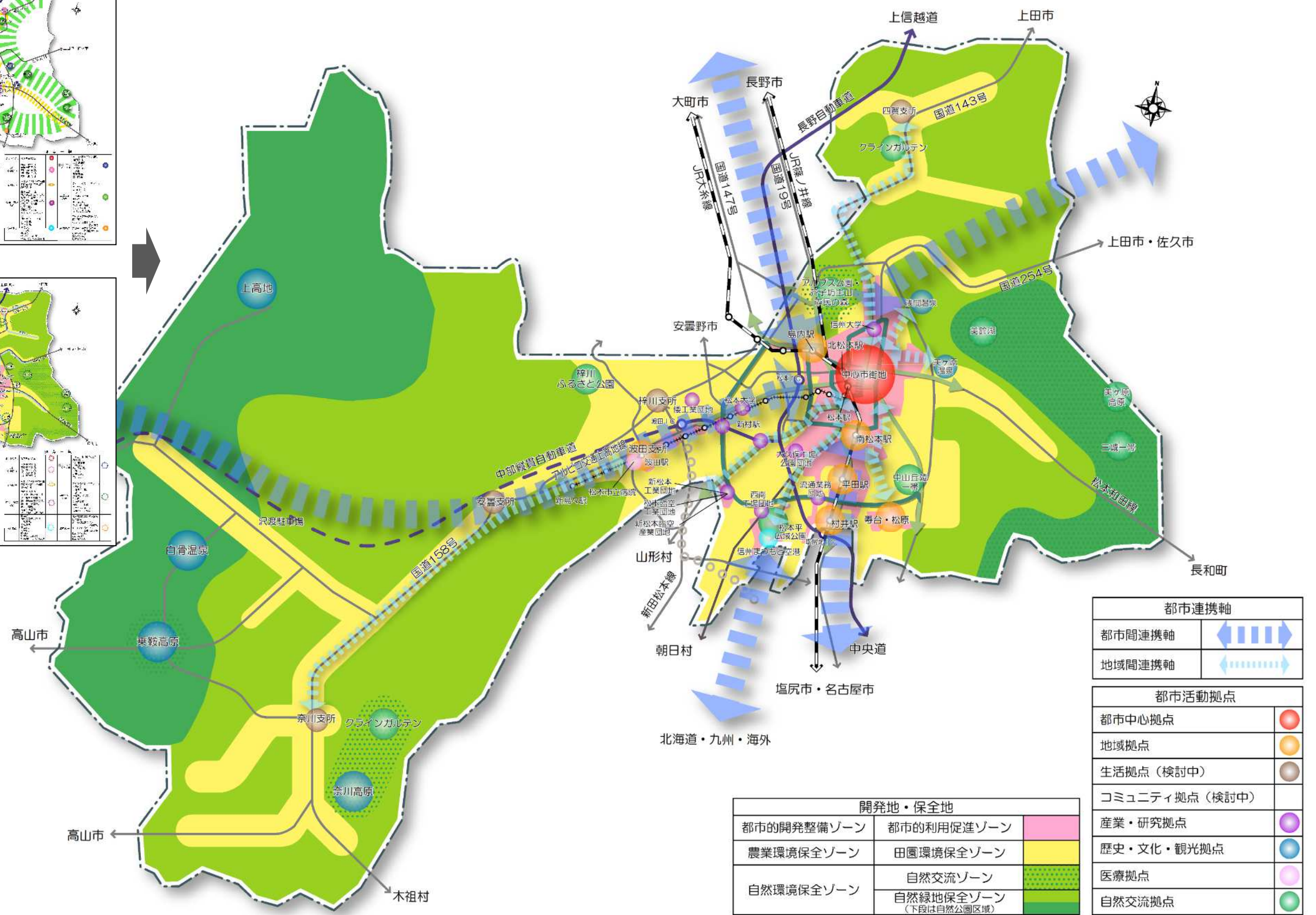
都市活動拠点の見直し案

現行計画	見直し案	
現在の名称	新たな名称	位置づけ（役割）
都市中心拠点	都市中心拠点 (都市機能誘導区域)	高次都市機能の集積を誘導するほか、中心市街地として複合的な都市機能を誘導する拠点
地区交流拠点 交通拠点	地域拠点 (都市機能誘導区域)	主要な交通結節点であり、都市機能誘導区域により都市機能及び人口を誘導する拠点
	生活拠点 (新規)	14地域を単位とする生活圏において、都市機能誘導区域以外の方策により都市機能・公共交通及び人口を誘導する拠点
	コミュニティ拠点 (新規)	35地区を単位とする生活圏において、生活支援機能とコミュニティの維持を図る拠点
業務拠点	-（廃止）	（面的な土地利用のゾーンとして設定）
産業・研究拠点	産業・研究拠点	大規模な工場・物流施設、研究機関の集積を誘導する拠点
歴史・文化・観光拠点	歴史・文化・観光拠点	歴史・文化・観光資源を保全・活用し、観光施設等の整備・充実を図る拠点
医療拠点	医療拠点	主要災害対応病院の医療活動のための環境整備を進める拠点
自然交流拠点	自然交流拠点	自然体験・交流型のレクリエーション施設の整備・充実を図る拠点

【現行計画の将来都市構造図】



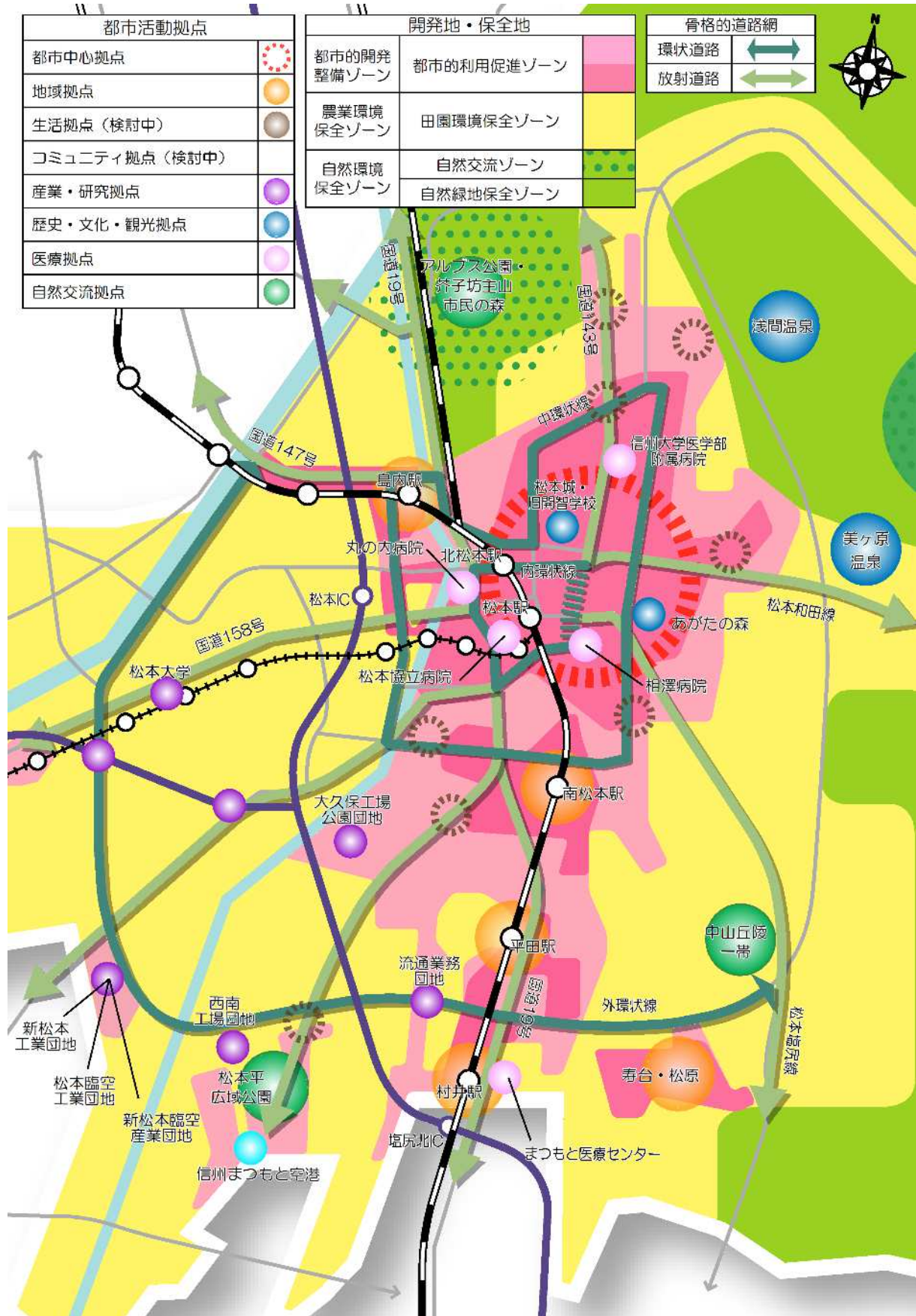
【新しい将来都市構造図】



都市連携軸	
都市間連携軸	←→
地域間連携軸	←→

都市活動拠点	
都市中心拠点	●
地域拠点	●
生活拠点 (検討中)	●
コミュニティ拠点 (検討中)	●
産業・研究拠点	●
歴史・文化・観光拠点	●
医療拠点	●
自然交流拠点	●

開発地・保全地	
都市の開発整備ゾーン	都市の利用促進ゾーン
農業環境保全ゾーン	田園環境保全ゾーン
自然環境保全ゾーン	自然交流ゾーン
	自然緑地保全ゾーン (下段は自然公園区域)



6 都市整備の方針（分野別方針）

土地利用の方針

見直しのポイント	
1	<p>ゾーン（地区）区分の見直し</p> <p>松本波田道路IC設置 規制緩和が必要な信大・相沢病院等 浅間温泉・美ヶ原温泉周辺のスポーツ施設周辺 「田園居住環境ゾーン」廃止 「土地利用方針図」修正</p>
2	<p>土地利用の方針の見直し</p> <p>都市機能と居住誘導の考え方反映 用途複合化や用途純化の考え方明示</p>
3	<p>用途の配置方針に加えて、共通テーマに関する土地利用方針（課題に応じた土地利用方針）を追加</p>

ゾーン区分の対応と区分見直し案

現行計画	将来都市構造の区分	土地利用の区分	
都市的 開発・整備 ゾーン	都市的利用促進ゾーン	商業・業務ゾーン	中心商業業務ゾーン
			都市型複合業務ゾーン
		複合業務ゾーン	
	地域商業ゾーン		
	温泉観光ゾーン		
	産業ゾーン	工業ゾーン	
流通業務ゾーン			
住宅ゾーン	都市型住宅ゾーン		
	低層住宅ゾーン		
都市と農業の調整ゾーン	産業ゾーン	複合産業ゾーン	
		住宅ゾーン	緑農住宅ゾーン
農業環境 保全 ゾーン	都市と農業の共存ゾーン	自然・農業ゾーン	田園居住環境ゾーン
	田園環境保全ゾーン		田園環境保全ゾーン
山間集落保全ゾーン			
自然環境 保全ゾーン	自然交流ゾーン	緑地・保全ゾーン	公園緑地
	自然緑地保全ゾーン		森林・丘陵緑地保全ゾーン

見直し案	将来都市構造の区分	土地利用区分	
都市的 開発・整備 ゾーン	都市的利用促進ゾーン (都市と農業の調整)	商業・業務系	中心商業業務地区
			都市型複合業務地区
			複合業務地区
		地域商業地区	
		(仮)学術・医療地区（新規）	
		(仮)健康・スポーツ地区（新規）	
		産業系	工業地区
		流通業務地区	
		複合産業地区	
住宅系	都市型住宅地区		
	低層住宅地区		
	緑農住宅地区		
農業環境 保全ゾーン	(都市と農業の共存ゾーン)	(田園居住地区：線見直しと整合)	
	田園環境保全ゾーン	田園集落地区	
		山間集落地区	
自然環境 保全ゾーン	自然交流ゾーン	公園緑地	
	自然緑地保全ゾーン	森林・丘陵緑地	

「ゾーン」の多用を解消し、
土地利用区分を再整理

基本方針（案）

- 1 地形条件や交通条件を考慮し、都市と自然が調和した計画的な土地利用を進める。
- 2 自然環境や農地を積極的に保全・活用し、都市的土地利用の有効利用・高度利用を目指す。
- 3 用途をバランスよく配置し、安全と安心、利便性と快適性、賑わいと活力を創出する。

課題に応じた土地利用方針（案）

- 1 地区特性に応じた詳細な土地利用規制・誘導
 - 用途地域見直し（都市機能・生活サービス機能の集積・誘導）
 - 用途地域緩和及び緩和型地区計画の導入（地域のまちづくりの実現）
 - 用途地域等の見直し（土地利用の変化に対応）
- 2 地区の特性を活かす土地利用の推進
 - 城下町の歴史・文化を活かしたまちづくりの推進（三の丸地区等）
 - 駐車場の適正配置（中心市街地の歩行者回遊性向上）
 - 災害危険性を考慮した土地利用の推進（危険性の重視及び軽減）
- 3 既存ストックの有効活用
 - 空き家の適正管理及び有効活用
 - 地域の課題解決につながる空き地の有効活用
 - 公有地及び公共施設跡地等の有効活用

新たなゾーン区分による土地利用の考え方

区分	地区名	配置方針	土地利用の考え方	備考	
都市的開発整備ゾーン	商業・業務系	中心商業業務地区	松本駅東側地区に配置	<ul style="list-style-type: none"> ・中枢中核都市にふさわしい高次都市機能の集積 ・質の高い商業・業務環境の形成 ・歴史・文化を活かした歩行者の回遊性向上 	都市機能誘導区域
		都市型複合業務地区	中心商業業務地の外縁部に配置	・業務施設と都市型住宅からなる高密度な土地利用の形成	
		地域商業地区	南松本駅・平田駅・村井駅・波田駅の周辺に配置	・商業・医療・福祉などの生活サービス機能の誘導・充実	
		複合業務地区	国道19号沿道、松本駅西側～松本IC一帯に配置	・業務・物流・都市型工業・都市型住宅からなる複合的・多機能な土地利用の形成	
		(仮)学術・医療地区 (新規)	信大・相沢病院周辺に配置	・学術・医療機関の機能充実(用途地域等の規制緩和を想定)	
		(仮)健康・スポーツ地区 (新規)	浅間温泉・美ヶ原温泉及び周辺のスポーツ施設に配置	・滞在型・交流型レクリエーション空間の形成	
	産業系	工業地区	大規模産業団地と工業専用地域等に配置	・製造業の集積・操業環境向上に向けた基盤整備と用途純化	
		流通業務地区	地方卸売場周辺に配置	・流通機能の維持・増進	
		複合産業地区	外環状線沿道に配置	・産業政策と連携した産業基盤整備及び産業施設の集積促進	
	住宅系	都市型住宅地区	中環状線内の住宅地を中心に配置	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の高度利用による都市型住宅地の形成 ・生活利便性を活かした積極的な居住誘導の推進 	居住誘導区域
低層住宅地区		中環状線外の住宅地を中心に配置	・戸建て住宅を主体とする低層住宅地の形成		
緑農住宅地区		村井駅周辺・東田地区に配置	・農業との調整のもとで計画的な住居系市街地の整備を検討		
農業環境保全ゾーン	田園集落地区	平野部の農地及び農村集落地に配置	<ul style="list-style-type: none"> ・優良農地の保全 ・農村集落地の生活環境の向上及びコミュニティ維持 ・拠点への生活サービス機能の集積 		
	山間集落地区	中山間地の農地及び農村集落地に配置	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の生産性向上 ・中山間地の集落地の生活環境向上及びコミュニティ維持 		
自然環境保全ゾーン	公園緑地	国立公園・国定公園、その他大規模な公園、緑地に配置	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境と調和したレクリエーション空間の整備 ・市民の交流・憩いの場の整備 		
	森林・丘陵緑地	市域を取り囲む森林・丘陵地に配置	・良好な自然環境の保全		

交通体系の整備方針

基本目標 （現行計画 p 3 6）	
1 マイカーの運転が困難になる高齢者が増加、排出ガスによる地球温暖化への影響などが課題 2 郊外へ拡散した市街地を中心市街地や主要な駅などの周辺にコンパクトに集約した都市構造へ転換し、環境負荷や行政コストを抑えたユニバーサルデザインによる持続可能なまちづくり 3 このような社会状況の変化を受けて、新しい松本市総合都市交通計画の基本目標を「人と環境にやさしい松本のまち、みち、くらしづくり」と設定	
整備方針	
1 マイカーに依存しない暮らしづくり	2 歩いて快適、自転車にやさしいまちづくり
3 公共交通の利用を促進するまちづくり	4 効果的・効率的なまちづくり
5 広域交流を促進するネットワークづくり	

見直しのポイント
1 広域交通ネットワークの充実（松本波田道路含む） 2 整備方針の明確化（環状放射道路、内環状線構想） 3 公共交通ネットワークの維持・強化、利用促進方策の反映 4 自転車・徒歩で暮らせるまちづくりの拡大（高齢者や観光客等に対応した）



基本方針（案）
1 環状放射道路の重点整備（環状線構想の明確化、松本波田道路・国道 19 号等の重点整備） 2 都市計画道路の見直し（未整備）と必要な路線の計画的な整備 3 公共交通への転換及び、自転車・徒歩移動を基本とした環境整備の推進

整備方針（案）	
1 広域交通ネットワーク （空港、高速道路）	<ul style="list-style-type: none"> ・中核中枢市にふさわしい広域交通ネットワークの充実 ・信州まつもと空港の路線拡充・新規路線開設、国際化 ・松本波田道路の整備推進、中部縦貫自動車道の整備要望
2 道路ネットワーク （幹線道路）	<ul style="list-style-type: none"> ・交通渋滞解消に向けた環状放射道路の優先整備 ・将来の公共交通網や土地利用を見据えた都市計画道路見直し ・空間機能を重視した内環状線構想の見直し ・通過交通抑制効果が高い都市計画道路の優先整備 ・交通渋滞発生箇所等に対する重点的な整備・改善
3 公共交通ネットワーク （鉄道・バス）	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道利用に関する利便性向上、リニア 3 駅からの二次アクセスの充実 ・L R T ・ B R T 導入の研究 ・パークアンドライド設置拡大 ・村井駅周辺施設の整備 ・路線バスの運行（路線・本数・時間）の見直し ・バス優先レーン、バス専用レーンの設置 ・トランジットモール化の検討
4 歩行者・自転車ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地における歩行者空間の充実 ・「歩いてみたい城下町整備事業」の推進 ・中心市街地周辺部（フリンジ）等への駐車場の誘導・集約化 ・通学路等におけるゾーン 30 の設定拡大 ・中心市街地と郊外部をつなぐ自転車通行空間の整備 ・シェアサイクルステーションの設置拡大 ・ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進

公園緑地の整備方針

公園緑地の確保目標（現行計画 p 38）	
1	緑地の保全と維持活用 山地・丘陵緑地や松本平の田園及び河川、歴史・文化的風土を象徴する緑地を保全、活用
2	緑のネットワークの形成 活用緑地を散策路や遊歩道及び緑化した道路や河川などで結び緑のネットワークを形成
3	積極的な緑化の推進 公園や道路などのオープンスペースにおける緑化を推進するとともに学校、官公庁、文化施設などの公共公益施設の敷地や工場、個人住宅地などの私有地内の緑化を推進
都市公園等の整備方針	
都市計画区域内人口一人当たりの都市公園面積 13.1m ² /人（H17）を約 20m ² /人（H37）とする。	
住区基幹公園	街区公園 出川公園等、94カ所、約19.2haの確保 近隣公園 蚕糸記念公園等、19カ所、約35.3haの確保
都市基幹公園	城山公園、あがたの森公園、芳川公園及び梓川ふるさと公園の活用 総合公園 アルプス公園と松本城公園の活用
特殊公園	歴史公園 弘法山古墳公園の活用 墓園 中山霊園の活用
広域公園	松本平広域公園の活用
都市緑地	奈良井川緑地、牛伏川緑地等の活用
公共施設緑地	河川や公共公益施設及び住宅等の整備や市民農園開設等による拡充
防災緑地	防災ひろば（東部、城北、第二）の活用

見直しのポイント

- 1 緑の「量」から「質」を重視した施策への転換（「松本市緑の基本計画」の反映）
- 2 市民等が主体となった公園広場の確保や私有地などのオープンスペースにおける緑化推進
- 3 低炭素化、温室効果ガス削減の視点に立った緑化



基本方針（案）

- 1 市民との協働により歴史や文化を伝える水と緑を次世代へ引き継ぎ、持続可能な緑として保全を図る。
- 2 緑陰やオープンスペースを増やし、賑わいにあふれた緑地空間の創出・拡大を進める。
- 3 連続性のある緑、複合的な機能を担う公園緑地により、快適性と安全性を備えた空間づくりを進める。

整備方針（案）

1 公園緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な新規公園の整備、及び既存公園の改修 ・歴史的建造物と一体となった公園緑地の保全と活用 ・公園の整備・改修、管理・運営に対する市民・団体・事業者の参画 ・独立樹林群、屋敷林や社寺境内地内の緑の保全
2 緑のネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・公園緑地や丘陵地を散策路や河川などで結ぶことで緑のネットワークを形成 ・水や緑との連続性や一体性に配慮した街路樹の配置・育成
3 緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路や河岸道路における緑化の推進 ・公共空間における市民との協働による緑化推進 ・公共公益施設敷地における緑化推進 ・私有地における敷地内の緑化推進 ・屋上・壁面を活用した緑化推進 ・花いっぱい運動の組織強化を通じた運動拡大

上下水道及び河川の整備方針

水道の整備方針（現行計画 p 4 4）	
ア 上水道事業	・緊急時に対応するため予備水源や応急給水拠点の確保 ・浄水場の統廃合を行い施設の最適化 ・水質、水量が安定している深井戸水源の確保 ・基幹施設の耐震化
イ 簡易水道事業	・計画的な施設整備と上水道事業へ統合 ・老朽化した水道施設の更新
ウ 災害対応	・二系統水源からの給水体制整備と送水機能や水源の維持・管理
下水道の整備方針（現行計画 p 4 4）	
宮淵・両島、四賀、上高地、梓川処理区の放流水水質が保たれるよう維持管理に努める。 宮淵・両島、梓川処理区の市街地拡大に当たっては、計画区域との整合を図り、合理的に整備 雨水渠は緊急を要する地域を中心に計画的に整備し、あわせて合流式下水道の改善に取り組む	
河川の整備方針（現行計画 p 4 5）	
ア 河川緑地の整備	・公園緑地等と連携した緑のネットワークづくり、快適な歩行空間づくり
イ 身近な河川づくり	・親水護岸整備等による水辺空間づくりや在来工法を採用した環境づくり
ウ 河川の水質保全	・下水道整備計画との整合を図りながら水質保全や水質浄化に努める。

見直しのポイント

- 1 水道・下水道・河川を一つに集約
- 2 現行計画の継承、都市計画区域マスタープラン記載内容を反映



基本方針（案）

- 1 安定した安心できる水道水供給に向け、施設の長寿命化・耐震化、複数の水源及び給水系統の確保を図る。
- 2 公共水域の水質保全と生活環境の改善、都市型の浸水被害防止を図るほか、分流式への改善を進める。
- 3 新規の整備拡大から既存施設の長寿命化、施設の統廃合や再編等に重点を移すことで経営面での効率化を目指す。
- 4 河川改修事業と、生態系保全や親水護岸整備により、やすらぎの場となる水辺空間づくりに努める。

整備方針（案）

1 上水道	<ul style="list-style-type: none"> ・二系統水源からの供給水体制整備、送水機能や水源の維持・管理 ・井戸水源の確保等 ・予備水源や応急給水拠点の確保 ・浄水場等の基幹施設の耐震化・長寿命化、浄水場の統廃合 ・老朽化した管きょ等の水道施設の更新
2 下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・汚水・雨水管渠及び処理場の整備推進 ・合流式下水道から分流式への改善 ・特定環境保全公共下水道施設の適正な維持管理 ・老朽化した管渠及び浄化センター施設の改築 ・下水道施設の耐震化・長寿命化と維持管理の充実 ・下水処理施設の適正な維持管理により公共用水域の水質保全 ・農業集落排水施設の適正な維持管理、合併処理浄化槽の普及
3 河川	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良井川・田川・女鳥羽川の河川改修の促進 ・身近な水辺空間づくりの推進 ・景観に配慮した河川緑地の整備

自然環境の保全・育成の方針

現行計画 (p 4 6)
<p>ア 本市の地域構造や自然景観の骨格を形成している自然環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境を、地域的なアイデンティティづくりの要素として積極的な保全を図る。 <p>イ 本市の歴史・文化的風土を醸成する自然緑地の保全・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数多くの歴史・文化的遺産を保全し、こうした風土を醸成する自然緑地の保全・育成を図る。 <p>ウ 市街地の身近な自然環境の保全・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地及びその近郊の緑地や水辺地は、良好な都市環境を形成する上で積極的に保全・育成 ・幹線道路や主要道路及び市街地河川の河岸道路はいっそうの緑化を進め、公共公益施設敷地及び工場等の大規模事業所や個人住宅用地などの民有地についても敷地内の緑化を進める。 ・河川の生態系を確保するため、ホタルや鳥などが生息できるよう、水質改善や環境整備を図る。 ・市民生活に安らぎを与える湧水地を保全、地下水位の低下を防止するため雨水の地下浸透

見直しのポイント
<ol style="list-style-type: none"> 1 「松本市環境基本計画(R2改定予定)」や「松本市緑の基本計画(H27)」などの反映、整合 2 現行計画の継承



基本方針(案)
<ol style="list-style-type: none"> 1 松本市の都市の骨格を形成する雄大な自然環境の保全と活用を図る。 2 国立公園・国定公園の貴重な動植物の生育・生息環境の保全に努める。 3 風致地区の指定・維持によって市街地に近接する丘陵地の保全を図る。 4 農林業分野との連携により松本平に広がる田園地帯の自然環境の保全や、市街化区域内農地の保全に努める。 5 河川・湧水・緑地における自然環境や生物多様性の保全を図る。

整備方針(案)	
1 骨格となる自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・国立公園、国定公園や郷土環境保全地域における緑地の保全
2 身近な丘陵地や里山の自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・城山風致地区と浅間風致地区における樹林及び自然風致の維持 ・自然地や樹林地に対する地域制緑地の指定の検討 ・都市や地域の歴史・文化的な風土を醸成する緑地の保全
3 河川や湧水等の自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・動物が生息できるような水質の改善や環境整備 ・河川や湧水を活用した潤いとやすらぎのある都市環境の創出 ・市街地内の湧水地の保全や雨水地下浸透の推進、市街化区域内農地の保全 ・河川空間を活用したイベント開催、井戸や湧水をめぐるツアーの開催

景観形成の方針

現行計画 (p 4 7 ~ 4 8)	
ア	山岳部の景観を守り育てる ・山岳観光のメッカとして一級の景観と環境を保全
イ	農山村景観を守り育てる ・荒廃農地の回復等も図りながら、山里の景観を感じられる農の風情とともに保全
ウ	歴史的景観を守り育てる ・歴史的建造物の保全、まちなかの水や緑にまつわる景観の質の向上 ・旧街道など市域周辺の歴史的景観の保全・活用
エ	市街地景観を守り育てる ・魅力的な市街地景観の保全、商業業務地・工業地の景観向上、生垣化等による住宅地景観創出 ・水辺景観の形成、拠点緑地の保全と緑のネットワーク化
オ	河川景観を守り育てる ・レクリエーションの場となる水辺空間づくり、河川景観の保全と育成
カ	落ち着いた住環境を創造する ・落ち着いた住環境の保全・形成
キ	眺望景観の保全・育成 ・建物の高さや看板の規制等による眺望景観の復活・保全
ク	パートナーシップでの景観づくりに取り組む ・歴史と自然の景観保全、眺望景観の復活、自然と調和した人工物の建造 ・行政、事業者、市民の協働

見直しのポイント

- 「松本市景観計画(R4 改定)」「松本市歴史的風致維持向上計画(R2 改定)」などの反映、
整合
- 現行計画の継承



基本方針(案)

- 国内外から訪れる観光客が松本の美しさを感じ、住民が誇りを感じられる景観形成を図る。
- 松本城や旧開智学校は、周辺も含めて一体的に魅力ある都市景観、街並みを形成する。
- 住民が主体となった地域の個性や特性を反映した景観形成ルールの確立を目指す。

整備方針(案)

1	山岳部の景観	・山岳部における自然破壊や景観阻害の防止 ・持続的な観光振興につなげるための山岳景観と環境の保全 ・建物の高さや看板の規制を通じた山々の眺望の保全や復活
2	農山村の景観	・農村景観の計画的な保全 ・幹線道路沿道の開発行為の抑制、屋外広告物等規制による田園景観の保全 ・荒廃農地の回復等も含めた景観と調和のとれた農業の継続
3	歴史的な景観	・歴史的な建造物や通り、水や緑にまつわる景観資源の保全 ・城下町にふさわしい歴史的街並み景観の形成 ・旧街道など市域周辺の歴史的景観の保全・活用
4	市街地の景観	・建築物高さ・色彩や屋外広告物等の制限、賑わいと風格のある景観の育成 ・街路樹の緑と調和した風格と賑わいのある街路景観の形成 ・大規模工場や商業施設の敷地内緑化による開放感のある緑豊かな景観形成

都市防災の方針

現行計画（p49～50）

ア 水害防止

・河川改修を促進するとともに、緑化や浸透施設の採用等により、雨水の保水性・浸透性を確保

イ 土砂災害予防

・地滑り危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険箇所、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区では、災害を防止するための調査、必要に応じた防災施設整備を進める。

ウ 地震予防

・広域救急・緊急輸送路の整備・強化

・密集市街地の防災構造化

・避難や消火・救急活動の円滑化

・既存建築物の耐震化

見直しのポイント

- 1 「松本市防災都市づくり計画（R3改定予定）」の整合
- 2 想定外の災害発生の危険性を視野に入れた、復旧・復興に対する事前準備の視点
- 3 大規模地震時等における観光客も含めた帰宅困難者対策の追加



基本方針（案）

- 1 災害抑止機能を持つ森林や河川、農地や緑地などの整備・保全に努める。
- 2 様々な防災機能を担う幹線道路や公園の整備、ライフラインの耐震化により、災害に強い都市づくりを進める。
- 3 木造密集地域の耐震化・不燃化、狭隘道路の改善など、災害の拡大を未然に食い止め都市づくりを進める。
- 4 市街地の復旧・復興の方向性や、救援物資等の集積拠点等に関する事前検討を進める。

整備方針（案）

1 治水対策	<ul style="list-style-type: none"> ・河川改修の促進 ・緑化空間の確保、雨水浸透・貯留施設の設置拡大 ・新規の宅地開発に対する防災調整池の設置等の指導 ・浸水被害危険性の高い区域における公共施設の移転検討、戸建て住宅等の地盤や構造に対する指導
2 土砂災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の危険周知、ソフト対策の推進 ・土砂災害の恐れがある区域における防災施設の整備
3 震災対策	<ul style="list-style-type: none"> ・広域救急・緊急輸送路の整備促進、関連構造物の耐震性強化 ・防災・避難空間を確保するための街路、公園、広場等の整備促進 ・木造密集地域における生活道路の改良 ・防火地域・準防火地域の指定拡大を通じた不燃化の促進 ・建物の外壁・窓ガラス・看板等の落下防止対策の強化 ・帰宅困難者対策としての一時退避場所や一時滞在施設の確保、情報提供手段の整備 ・住民との協働による防災まちづくりや復興まちづくりの検討推進

7 都市整備の方針（新たなテーマ）

郊外部における地域コミュニティ維持に向けた方針

新たなテーマとして設定した背景
1 中山間地では人口減少と高齢化が急速に進行
2 人口増減は地区によってばらつきがあり、一律な規制緩和ではなく、郊外部でも生活を続けることができる環境整備が必要
3 郊外部（誘導区域外）における都市機能の維持、利便性の確保に向けた方策が必要

検討のポイント
中山地区をモデルとした取組みの結果や、地区からの意見等を反映
1 郊外部の生活を支える拠点の配置、公共交通の維持に関する方針を追加
2 定住人口受入のための開発許可制度等の見直し、活用の方向性を明示
3 市街化調整区域における地区計画制度等の活用に向けた方針の明確化

基本方針（案）
1 今後も新たな住宅開発等が進む可能性がある集落地では、新たな基盤整備や市街地拡大しないことを前提に住民や転入者の開発・建築を許可し、地域コミュニティを維持
2 人口減少が急速に進む中山間地等では、定住・移住を受け入れる緩和策を検討し、活性化施策との連携により地域コミュニティの維持
3 市街化区域へ連絡する公共交通ネットワークの維持・強化と、生活に必要な都市機能が集積した拠点の配置・形成

整備方針（案）	
1 集落環境の保全	<ul style="list-style-type: none">・周辺環境悪化につながる無秩序なミニ開発の抑制・集落地内の生活環境の向上・認定農業者等の育成・確保、農地の集積・流動化による耕作放棄地の抑制
2 郊外部における生活利便性の維持	<ul style="list-style-type: none">・地域の生活の中心となる生活拠点の配置・形成・地区計画制度を活用した拠点エリアにおける生活支援機能の誘導・郊外部の拠点に接続する公共交通ネットワークの維持・強化
3 地域コミュニティを支える定住人口確保	<ul style="list-style-type: none">・法 34 条 11 号の適正な運用・人口減少や開発需要に応じた開発許可制度の柔軟で弾力的な運用・中山間地の活性化を図るための交流施策の展開・移住希望者に対する空き家あっせん、宿泊体験などの取組みの推進

計画的な産業集積に向けた方針

新たなテーマとして設定した背景	
1	新松本工業団地の分譲完了
2	就業者数や従業者数は減少傾向にあり、都市活力につながる地域産業活性化の取り組みが必要
3	農家数も減少傾向にあり、耕作放棄地の増加と農地の集約化（営農法人等）が進行
4	林業従事者の高齢化等により、森林の荒廃が進行
5	中心市街地を訪れる観光客が増加する一方で、郊外部の自然を訪れる観光客は減少傾向

検討のポイント	
新工業団地整備方針検討部会における検討結果等を反映	
1	産業の集積拡大につながる土地利用配置やネットワーク形成の視点の追加
2	新たな産業団地開発に関する基本的な考え方や条件等の明確化
3	「松本市商業ビジョン」「松本市工業ビジョン」などの反映、整合

基本方針（案）	
1	多様な産業の集積と、新たな産業の育成
2	都市の求心力を活かし、競争力が高く、持続可能な産業構造の構築
3	自然環境や居住環境が悪化することがないように、計画的な土地利用

整備方針（案）	
1 工業	<ul style="list-style-type: none"> ・産業政策と連動した新たな産業団地の検討 ・交通結節点周辺における物流拠点や集配センターの配置誘導 ・工業系用途地域内の既存工場等を維持するための土地利用規制内容の見直し検討
2 商業	<ul style="list-style-type: none"> ・都市機能誘導区域及び地域の拠点における商業機能の維持及立地誘導 ・空き家・空き店舗等を活用した商業活性化とまちなか居住の推進
3 観光業	<ul style="list-style-type: none"> ・一体性と連続性のある観光ルートの設定・整備 ・観光を軸にした関連産業の活性化（観光農業との連携、地元商店街との連携、伝統工芸との連携など） ・自然資源の拠点を結ぶ幹線道路網の整備や公共交通の充実
4 農林業	<ul style="list-style-type: none"> ・優良農地における農業生産基盤の維持、規模拡大・経営改善に必要な施設整備の推進 ・森林資源の計画的な保全と活用